

(証券コード 6785)

2024年9月11日

(電子提供措置の開始日2024年9月5日)

株 主 各 位

長野県須坂市大字小河原2150番地1
株 式 会 社 鈴 木
代表取締役社長 鈴 木 教 義

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.suzukinet.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式関連情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6785/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「鈴木」または「コード」に当社証券コード「6785」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) において、賛否をご入力 of うえ、2024年9月26日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年9月26日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 長野県須坂市大字須坂1295番地1
須坂市シルキーホール 3階 第1ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第55期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【株主様へのお願い】

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

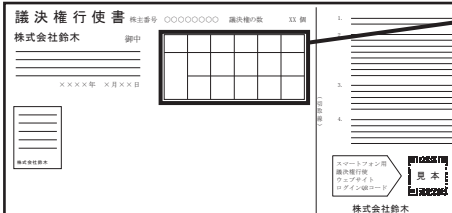


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年9月27日（金曜日） 午前10時</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年9月26日（木曜日） 午後5時15分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようお早めにご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年9月26日（木曜日） 午後5時15分到着分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 33 票

株式会社鈴木 御中

××××年 ×月××日

インターネット投票
議決権行使書
ダウンロード
ログインID: 88888888

株式会社鈴木

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、長引くウクライナ情勢やイスラエル紛争および米中対立による地政学リスクの高まり、中国における景気減速、日米金利格差による円安の進行等、先行き不透明な状況が続いております。わが国経済は、物価の上昇や日銀マイナス金利の解除等、経済活動の正常化は進みましたが、市場の在庫調整により需要は足踏み状態となっております。

当社グループにおいては、部品セグメントの主力であるスマートフォン関連部品は全体的に力強さを欠いたものの5月以降は需要が上向きました。また、産機向けおよび半導体関連部品の復調は想定より遅れており足踏みの状況でした。一方、自動車電装部品の需要は堅調に推移しました。機械器具セグメントの自動機器は、自動車関連の設備投資が慎重に推移したため伸び悩みました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高277億2千6百万円（前期比5.1%増）、営業利益は33億6千9百万円（同6.9%増）、経常利益は36億6千8百万円（同13.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億6千7百万円（同15.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(a) 金型

電子機器向け、自動車電装向け金型を主軸として販売してまいりました。生産効率と高付加価値化の対策が奏功し、売上は減収したもののセグメント利益は確保できました。

その結果、売上高は15億6千1百万円（前期比1.9%減）、セグメント利益は6億1千2百万円（同118.4%増）となりました。

(b) 部品

電子機器向け部品、自動車電装向け部品を主軸として販売してまいりました。電子部品の主力であるスマートフォン関連部品は全体的に力強さを欠いたものの5月以降は新機種用部品の需要が上向きました。また産機向けおよび半導体関連部品は復調の兆しはあるものの依然足踏みの状況でした。自動車電装部品は、一部自動車メーカーの認

証不正問題の影響はあったものの全体では堅調に推移しました。

その結果、売上高は204億3千万円（前期比7.3%増）、セグメント利益は32億4千2百万円（同3.3%減）となりました。

(c) 機械器具

各種自動機器、医療器具を主軸として販売してまいりました。医療器具は堅調に推移しましたが、自動機器は自動車関連の設備投資が慎重に推移したものの効率化を進め、セグメント利益では増益となりました。

その結果、売上高は57億2千6百万円（前期比0.3%減）、セグメント利益は6億7千2百万円（同23.6%増）となりました。

(d) 賃貸

賃貸事業、売電事業を行っております。

新規賃貸契約により売上高は7百万円（前期比2.2%増）、セグメント利益は8千2百万円（同19.0%増）となりました。

上記のセグメント利益については、セグメント間取引消去前の金額で記載しております。

事業別売上高の推移

区分	第 54 期		第 55 期 当連結会計年度		前連結会計 年度比増減
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
	千円	%	千円	%	千円
金 型	1,591,829	6.0	1,561,635	5.6	△30,194
部 品	19,031,959	72.1	20,430,283	73.7	1,398,324
機 械 器 具	5,743,294	21.8	5,726,846	20.6	△16,448
賃 貸	7,239	0.1	7,396	0.1	157
合 計	26,374,322	100.0	27,726,161	100.0	1,351,839

② 設備投資の状況

当社グループでは、部品事業の生産設備増設のほか、技術革新への対処や価格競争力を強化するための省力化装置、合理化装置、および精密加工設備など、当連結会計年度において26億4千9百万円の設備投資を実施しました。金型事業においては、生産能力増強、精度向上のための金型パーツ加工用機械の増設を中心に1億8千4百万円の設備投資を実施しました。部品事業においては、車載部品増産のための生産設備増設、および生産能力増強のためのプレス機と成型機の増設と更新、さらに自動化のための周辺機器設備の増設など22億3千6百万円の設備投資を実施しました。機械器具事業においては、生産能力増強のための工場改修工事など6千4百万円の設備投資を実施しました。

なお、上記以外に全社資産およびセグメント間取引消去があります。

③ 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、銀行借入および自己資金をもって充当しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 52 期 (2021年6月期)	第 53 期 (2022年6月期)	第 54 期 (2023年6月期)	第 55 期 (当連結会計年度 (2024年6月期))
売 上 高 (千円)	32,708,577	26,085,514	26,374,322	27,726,161
経 常 利 益 (千円)	3,379,876	3,371,211	3,236,534	3,668,604
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	2,051,062	2,087,794	1,956,736	2,267,676
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	142.49	145.26	136.22	158.11
総 資 産 (千円)	28,808,701	32,262,209	34,428,566	37,063,860
純 資 産 (千円)	19,664,909	21,714,864	23,552,026	26,064,677
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,334.07	1,473.96	1,598.35	1,757.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第53期連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第53期連結会計年度より財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 第53期連結会計年度において、「売上原価」から控除していた有償受給取引における受給品に含まれる標準スクラップ価額について、銅材価格の高騰により金額的な重要性が増したことから、有償受給取引に係る加工代相当額をより適切に連結計算書類に表示するため、前連結会計年度より「売上高」に含めて表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、第53期連結会計年度の連結計算書類の組替を行っております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 52 期 (2021年6月期)	第 53 期 (2022年6月期)	第 54 期 (2023年6月期)	第 55 期 (当事業年度) (2024年6月期)
売 上 高 (千円)	17,982,618	14,967,902	14,568,147	14,369,838
経 常 利 益 (千円)	2,449,243	2,264,038	2,173,809	2,245,750
当 期 純 利 益 (千円)	1,585,000	1,637,415	1,604,817	1,726,670
1 株 当 た り 純 利 益 (円)	110.11	113.92	111.72	120.39
総 資 産 (千円)	22,746,652	26,139,476	27,559,103	29,265,502
純 資 産 (千円)	18,645,920	20,120,664	21,559,342	23,301,500
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,294.87	1,400.01	1,503.94	1,624.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第53期事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第53期事業年度より財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 第53期事業年度において、「売上原価」から控除していた有償受給取引における受給品に含まれる標準スクラップ価額について、銅材価格の高騰により金額的な重要性が増したことから、有償受給取引に係る加工代相当額をより適切に計算書類に表示するため、前事業年度より「売上高」に含めて表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、第53期事業年度の計算書類の組替を行っております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
S&Sコンポーネツ株式会社	千円 80,000	51%	コネクタ端子製造・販売
S&Sアドバンストテクノロジー株式会社	千円 80,000	51%	ワイヤーハーネス用生産設備の開発、設計、製造・販売
エスメディカル株式会社	千円 80,000	100%	医療用機器組立・製造・販売
鈴木東新電子(中山)有限公司	千米ドル 8,050	80%	コネクタ端子製造・販売
鈴木東新電子(香港)有限公司	千香港ドル 1,200	80%	コネクタ端子販売
PT.SUGINDO INTERNATIONAL	千IDルピア 136,912,624	99.99%	自動車部品、電子部品製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

電子部品業界におきましては、自動車のEV化や自動運転技術の高度化、工場の自動化に伴う高性能なFA機器や産業用ロボットの需要増大などが、電子部品需要の牽引役として期待されています。またIoT、高速移動通信、AI（人工知能）などの潮流が、あらゆる産業分野での技術革新を促進させ、新たな製品や用途を生み出しています。

当社グループはこれまで培った精密金型技術や独自の部品生産技術、合理化設備など、総合力により利益追求に注力してまいります。また今後の成長領域と考える自動車部品事業への戦略的投資を継続し、安定した収益基盤の確保と併せて新規の事業領域を開拓し、拡大・成長に向けた経営体質へ強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

当社グループは主として電気機器業界、情報・通信機器業界、自動車業界への精密プレス金型、各種コネクタ用部品、半導体関連装置等の製造、販売および医療機器業界への医療器具の組立等を主たる業務としております。

事業内容	主要製品
金型	精密プレス金型、精密モールド金型
部品	コネクタコンタクト、コネクタハウジング、自動車電装部品
機械器具	車載関連装置、半導体関連装置、専用機、医療器具
賃貸	賃貸事業、売電事業

(6) 主要な営業所および工場（2024年6月30日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本社 長野県須坂市大字小河原2150番地1

工場 金型製造部（精密プレス金型等） 長野県須坂市

部品製造部（コネクタ用部品等） 長野県須坂市

生産システム製造部（半導体関連装置等） 長野県須坂市

② 主要な子会社の営業所

S & S コンポーネンツ株式会社 長野県須坂市

S & S アドバンステクノロジーズ株式会社 長野県須坂市

エスメディカル株式会社 長野県須坂市

鈴木東新電子(中山)有限公司 中国中山市

鈴木東新電子(香港)有限公司 中国香港

PT. SUGINDO INTERNATIONAL インドネシア共和国西ジャワ州

(7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
金 型	115名	+1名
部 品	593名	+4名
機 械 器 具	308名	+7名
全 社 (共 通)	69名	0名
合 計	1,085名	+12名

(注) 使用人数は当連結会計年度末日の従業員数 (派遣出向者を除き、受入出向者を含む) を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
491名	-4名	40.54歳	17.85年

(注) 使用人数は当事業年度末日の従業員数 (派遣出向者を除き、受入出向者を含む) を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,245,900千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	535,000千円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,380,000株
- ② 発行済株式の総数 14,404,400株
- ③ 株主数 9,143名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ク リ ン ゲ ル	2,272千株	15.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	2,126	14.82
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,313	9.16
鈴 木 従 業 員 持 株 会	534	3.72
鈴 木 教 義	375	2.62
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	310	2.16
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	201	1.40
小 島 ま ゆ み	160	1.12
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	160	1.12
鈴 木 照 子	160	1.12

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てております。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 持株比率は、自己株式 (58,643株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役と監査等委員を除く)	10,600株	5名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)⑤取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年 6 月 30日 現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 教 義	鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事
取 締 役	高 山 章	常 務 執 行 役 員 PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役
取 締 役	青 木 栄 二	常務執行役員製造本部長 鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事 S & Sコンポーネンツ株式会社取締役
取 締 役	小 川 清 久	執行役員管理本部長兼総務部長 S & Sコンポーネンツ株式会社監査役
取 締 役	中 島 慶 昭	執行役員営業本部長兼営業部長
取 締 役	日 隈 久 美 子	とどろき社会保険労務士法人代表社員
取締役(監査等委員・常勤)	本 間 浩 正	S & Sアドバンステクノロジーズ 株 式 会 社 監 査 役
取締役(監査等委員)	松 本 光 博	フィンポート会計グループ代表 株式会社ニフコ社外取締役監査等委員 鈴木東新電子(中山)有限公司監察人 PT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役
取締役(監査等委員)	河 辺 悠 介	いちりん法律事務所所員

- (注) 1. 取締役日隈久美子氏ならびに取締役(監査等委員)松本光博氏および河辺悠介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)松本光博氏および河辺悠介氏は、以下のとおり、財務および会計ならびに法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・松本光博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・河辺悠介氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、本間浩正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役日隈久美子氏ならびに取締役(監査等委員)松本光博氏および河辺悠介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
吉田 章一	2023年9月28日	任期満了	監査等委員(常勤) S & Sコンポーネンツ株式会社監査役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役日隈久美子氏ならびに社外取締役（監査等委員）松本光博氏および河辺悠介氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い継続的かつ中長期的に企業価値の向上を図るモチベーションとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

b. 基本報酬に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

各取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して適当な水準を決定するものとする。

c. 業績連動報酬等に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの連結業績等に応じ、各取締役の重点施策の推進状況を勘案して、算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、初期設定後、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。なお、取締役の重点施策にはESG（環境・社会・ガバナンス）等の非財務指標に関わる取組も含めるものとする。

d. 非金銭報酬等に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、株主価値増大への貢献意欲の向上、業績目標達成へのインセンティブの向上とともに自社株保有の促進を図るため譲渡制限付株式とし、各事業年度の連結業績等に応じ、各取締役の役割および在任期間等に基づき、毎年、一定の時期に交付する。目標となる業績指標とその値は、初期設定後、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

e. 報酬等の割合に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエートが高まる構成とし、取締役会が指名・報酬委員会に原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。報酬等の種類ごとの割合の目安は、基本報酬を60～75%、業績連動報酬等を15～30%、非金銭報酬等を5～15%（業績連動報酬目標を100%達成した場合）とする。

f. 報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき各取締役の役割、貢献度、業績等の評価に基づき、独立社外役員が議長となりかつ過半数を占める指名・報酬委員会で審議し、取締役会へ意見具申をする。取締役会はその意見具申を受けて、同委員会の審議内容に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1)	189,723 (5,600)	131,850 (4,800)	45,450 (800)	12,423 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (2)	31,104 (17,224)	26,904 (15,024)	4,200 (2,200)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	10名 (3)	220,827 (22,824)	158,754 (19,824)	49,650 (3,000)	12,423 (-)

(注) 1. 取締役には、使用人分給与は支給していません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第46期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年9月25日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬の額として年額4千万円以内、株式数の上限を年5万株以内(社外取締役および監査等委員である取締役は付与対象外。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。

3. 業績連動報酬は、毎期の業績向上を動機づけるため、連結業績および配当方針等を考慮した一定の基準に基づき算出した額を役員賞与として、毎年一定の時期に支給しております。当事業年度の役員賞与につきましては取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)5名に対して44,650千円を支給いたします。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役(監査等委員)の報酬等の総額には、2023年9月28日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち、社外取締役1名。)および取締役(監査等委員)が3名(うち、社外取締役2名。)であります。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2013年9月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き

続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）1名に対し8,530千円の役員退職慰労金を支給しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役日隈久美子氏は、とどろき社会保険労務士法人代表社員であります。当社ととどろき社会保険労務士法人との間には特別の取引関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）松本光博氏は、フィンポート会計グループ代表および株式会社ニフコ社外取締役監査等委員および鈴木東新電子（中山）有限公司監察人ならびにPT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役であります。当社とフィンポート会計グループおよび株式会社ニフコとの間には特別の取引関係はありません。鈴木東新電子（中山）有限公司およびPT. SUGINDO INTERNATIONALは当社の海外子会社であり、両社との間には営業取引関係があります。

- ・取締役（監査等委員）河辺悠介氏は、いちりん法律事務所所員であります。当社といちりん法律事務所との間には特別の取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		取締役会(13回開催)		監査等委員会(13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	日隈久美子	13回	100%	—	—
取締役(監査等委員)	松本光博	13回	100%	13回	100%
取締役(監査等委員)	河辺悠介	13回	100%	13回	100%

- ・取締役会および監査等委員会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役日隈久美子氏は、社会保険労務士また経営コンサルタントとしての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、取締役会において、主に当社の経営全般のアドバイス等について適宜、必要な発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員）松本光博氏は、公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する

ための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に当社の経理ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。この他、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名、報酬案について意見具申を行い、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

取締役(監査等委員) 河辺悠介氏は、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。この他、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名、報酬案について審議を主導し、委員会としての案をとりまとめて取締役会に答申し、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、鈴木東新電子(中山)有限公司、鈴木東新電子(香港)有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONALについては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,105,068	流 動 負 債	8,472,718
現金及び預金	6,011,227	買掛金	4,495,396
受取手形	2,300	短期借入金	1,139,519
電子記録債権	553,466	1年内返済予定の長期借入金	601,200
売掛金	5,866,048	契約負債	291,202
商品及び製品	348,228	未払金	624,442
仕掛品	1,625,779	未払法人税等	553,075
原材料及び貯蔵品	1,598,577	未払消費税等	254,851
その他	1,099,440	賞与引当金	140,975
固 定 資 産	19,958,791	役員賞与引当金	49,650
有 形 固 定 資 産	17,414,435	その他	322,404
建物及び構築物	9,563,480	固 定 負 債	2,526,464
機械装置及び運搬具	4,921,190	長期借入金	1,179,700
工具、器具及び備品	640,628	長期未払金	327,520
土地	1,908,494	繰延税金負債	72,340
建設仮勘定	380,640	退職給付に係る負債	939,389
無 形 固 定 資 産	109,089	その他	7,514
ソフトウェア	108,849	負 債 合 計	10,999,182
その他	240	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	2,435,266	株 主 資 本	23,883,181
投資有価証券	2,136,790	資本金	2,442,450
出資金	4,485	資本剰余金	2,217,000
長期前払費用	42,603	利益剰余金	19,280,430
繰延税金資産	49,867	自己株式	△56,700
会員権	29,400	その他の包括利益累計額	1,331,781
その他	173,177	その他有価証券評価差額金	1,208,888
貸倒引当金	△1,060	為替換算調整勘定	110,285
資 産 合 計	37,063,860	退職給付に係る調整累計額	12,607
		非支配株主持分	849,714
		純 資 産 合 計	26,064,677
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,063,860

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		27,726,161
売上原価		22,075,419
売上総利益		5,650,741
販売費及び一般管理費		2,281,347
営業利益		3,369,394
営業外収益		
受取利息	6,654	
受取配当金	6,232	
受取賃料	10,028	
スクラップ売却益	15,539	
為替差益	293,639	
その他	15,334	347,429
営業外費用		
支払利息	48,218	48,218
経常利益		3,668,604
特別利益		
固定資産売却益	7,126	
投資有価証券売却益	97,773	
補助金収入	120,000	224,899
特別損失		
固定資産売却損	11,764	
固定資産除却損	5,311	
固定資産圧縮損	120,000	137,075
税金等調整前当期純利益		3,756,429
法人税、住民税及び事業税	1,085,698	
法人税等調整額	△11,861	1,073,837
当期純利益		2,682,591
非支配株主に帰属する当期純利益		414,915
親会社株主に帰属する当期純利益		2,267,676

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,904,693	流動負債	3,403,937
現金及び預金	3,426,011	買掛金	1,297,936
受取手形	2,300	1年内返済予定の長期借入金	601,200
電子記録債権	553,466	契約負債	279,333
売掛金	3,229,711	未払金	381,801
製品	62,616	未払費用	133,661
仕掛品	1,204,923	未払法人税等	289,979
原材料及び貯蔵品	1,014,073	未払消費税等	193,375
前払費用	24,485	預り金	92,945
短期貸付金	1,962,500	賞与引当金	84,054
未収入金	96,006	役員賞与引当金	49,650
その他	622,889	固定負債	2,560,064
貸倒引当金	△294,290	長期借入金	1,179,700
固定資産	17,360,809	退職給付引当金	947,888
有形固定資産	14,540,750	繰延税金負債	97,441
建物	8,293,381	長期未払金	327,520
構築物	623,827	資産除去債務	7,514
機械及び装置	3,308,504	負債合計	5,964,002
車輛運搬具	21,346	純資産の部	
工具、器具及び備品	467,552	株主資本	22,092,611
土地	1,655,090	資本金	2,442,450
建設仮勘定	171,047	資本剰余金	2,450,337
無形固定資産	68,661	資本準備金	2,446,873
ソフトウェア	68,421	その他資本剰余金	3,464
電話加入権	240	利益剰余金	17,256,523
投資その他の資産	2,751,397	利益準備金	115,000
投資有価証券	2,136,790	その他利益剰余金	17,141,523
関係会社株式	431,604	別途積立金	6,250,000
出資金	4,460	繰越利益剰余金	10,891,523
長期前払費用	38,287	自己株式	△56,700
長期未収入金	40,000	評価・換算差額等	1,208,888
会員権	29,400	その他有価証券評価差額金	1,208,888
その他	71,913	純資産合計	23,301,500
貸倒引当金	△1,060	負債・純資産合計	29,265,502
資産合計	29,265,502		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,369,838
売 上 原 価		11,281,901
売 上 総 利 益		3,087,937
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,514,276
営 業 利 益		1,573,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,403	
受 取 配 当 金	341,962	
為 替 差 益	104,930	
業 務 受 託 料	129,996	
受 取 賃 貸 料	7,581	
貸 倒 引 当 金 戻 入	44,334	
そ の 他	20,357	672,566
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	477	477
経 常 利 益		2,245,750
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,229	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	97,773	
補 助 金 収 入	120,000	224,002
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	424	
固 定 資 産 除 却 損	5,178	
固 定 資 産 圧 縮 損	120,000	125,602
税 引 前 当 期 純 利 益		2,344,150
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	621,865	
法 人 税 等 調 整 額	△4,385	617,479
当 期 純 利 益		1,726,670

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月8日

株式会社鈴木
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野水善之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鈴木の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鈴木及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月8日

株式会社鈴木
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野水善之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鈴木との2023年7月1日から2024年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の指針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、取締役会、各部門経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月8日

株式会社鈴木 監査等委員会

常勤監査等委員 本 間 浩 正 ㊟

監査等委員 松 本 光 博 ㊟

監査等委員 河 辺 悠 介 ㊟

(注) 監査等委員松本光博氏及び監査等委員河辺悠介氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。

当期期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案しまして、以下の通りとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金46円
配当総額は659,904,822円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年9月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	すずきのりよし 鈴木 教義 (1961年7月5日生)	1982年3月 当社入社 1987年8月 当社取締役企画室長 1989年7月 当社取締役生産統轄本部長 1991年5月 当社代表取締役社長（現任）	375,740株
	【重要な兼職の状況】 鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事		
	【選任理由】 鈴木教義氏を取締役候補者とした理由は、同氏は、1991年5月に当社代表取締役社長に就任以来、代表取締役としての職責を果たし、経営全般およびグローバル事業等を牽引し、強いリーダーシップを発揮して企業価値の持続的向上に努めて参りました。その実績、能力、また企業経営者としての豊富な経験をもち、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	あおき えいじ 青木 栄二 (1964年3月22日生)	1982年3月 当社入社 2009年1月 当社金型製造部副部長 2010年1月 当社金型製造部部長 2011年7月 鈴木東新電子(香港)有限公司董事および鈴木東新電子(中山)有限公司董事(現任) 2011年7月 同社総経理 2016年1月 S&Sコンポーネンツ(株)取締役製造部長兼生産管理部長 2017年10月 当社執行役員製造本部部品製造部長 2019年9月 当社取締役執行役員製造本部長 2021年5月 S&Sコンポーネンツ(株)取締役(現任) 2021年9月 当社取締役常務執行役員製造本部長(現任)	20,800株
【重要な兼職の状況】 鈴木東新電子(香港)有限公司董事、鈴木東新電子(中山)有限公司董事 S & Sコンポーネンツ(株)取締役			
【選任理由】 青木栄二氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2019年9月より取締役執行役員として社長を補佐し、主に、製造部門のエキスパートとして当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。			
3	おがわ きよひさ 小川 清久 (1972年11月6日生)	1993年4月 当社入社 2006年7月 当社金型製造部生産管理課長 2008年7月 S&Sコンポーネンツ(株)業務部業務課長 2014年1月 当社総務部総務課長 2017年1月 当社管理本部総務部副部長兼総務課長 2018年1月 当社管理本部総務部長 2020年9月 当社執行役員管理本部総務部長兼施設管理課長 2022年9月 当社執行役員管理本部長兼総務部長 2023年9月 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長(現任) 2023年9月 S&Sコンポーネンツ(株)監査役(現任)	9,800株
【重要な兼職の状況】 S & Sコンポーネンツ(株)監査役			
【選任理由】 小川清久氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2020年9月より執行役員として社長を補佐し、主に、総務部門のエキスパートとして当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	なかじま よしあき 中島 慶昭 (1979年3月20日生)	2001年4月 当社入社 2012年7月 当社営業部部品営業一課長 2018年7月 当社営業本部営業部副部長兼部品営業一課長 2019年7月 当社営業本部営業部長 2021年5月 当社執行役員営業本部長 2022年3月 当社執行役員営業本部長兼営業部長兼ビジネス推進課長 2022年7月 当社執行役員営業本部長兼営業部長 2023年9月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業部長 (現任)	1,100株
【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。			
【選任理由】 中島慶昭氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2021年5月より執行役員として社長を補佐し、営業部門のエキスペートとして当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。			
5	※ くらしま あつお 倉島 淳生 (1971年1月4日生)	1992年4月 当社入社 2003年1月 当社金型製造部技術課長 2006年1月 当社営業部部品営業二課長 2016年1月 当社営業部長 2017年9月 当社執行役員営業本部長 2019年9月 当社執行役員部品製造部長 2023年7月 当社執行役員技術開発本部長兼技術開発部長 (現任)	12,500株
【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。			
【選任理由】 倉島淳生氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2017年9月より執行役員として社長を補佐し、営業部門、製造部門、技術開発部門と多岐にわたる業務に精通しており、当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、今般、取締役候補者といたしました。			
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。			

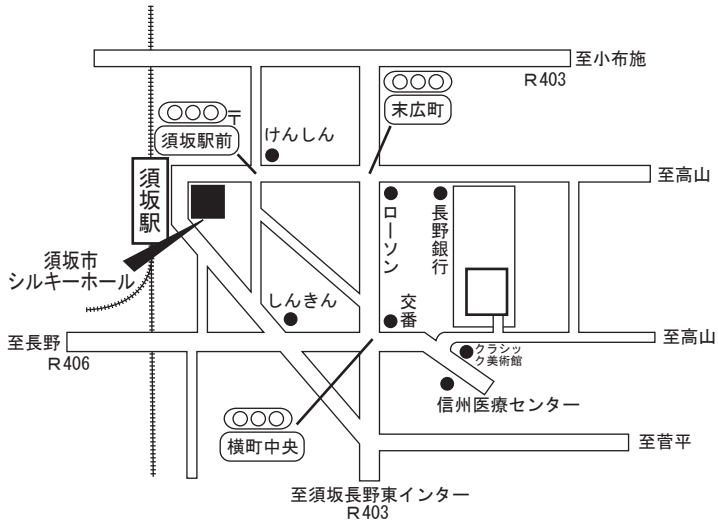
候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	ひのくま くみこ 日隈 久美子 (1970年11月23日生)	1993年4月 全日本空輸株式会社入社 1995年8月 全日本空輸株式会社退社 2005年2月 アルファコンサルティングオフィス(社会保険労務士事務所)入社 2008年11月 アルファコンサルティングオフィス退社 2008年12月 労務プランニング井下事務所(社会保険労務士事務所)入社 2009年4月 労務プランニング井下事務所退社 2009年7月 ひのくま社会保険労務士事務所所長 2019年5月 とどろき社会保険労務士法人代表社員(現任) 2022年9月 当社社外取締役(現任)	-株
【重要な兼職の状況】 とどろき社会保険労務士法人代表社員			
【選任理由および期待される役割の概要】 日隈久美子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人事労務管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に労務管理面について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。			
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 日隈久美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 日隈久美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
4. 当社は日隈久美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、日隈久美子氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、日隈久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 長野県須坂市大字須坂1295番地 1
 須坂市シルキーホール 3階 第1ホール
 電話 026-215-2225
 交通 ○長野電鉄須坂駅から徒歩約1分
 ○須坂長野東ICより約15分
 （車でお越しの株主様は近くの長野電鉄須坂駅前パーキング
 をご利用ください。）



須坂長野東IC入口からの経路図

